

EBPM支援等業務委託プロポーザル実施要領

1 業務目的

EBPMの推進に向けて、高度な専門知識や経験を基に、各種データ分析等を通して現状・課題を把握するとともに、施策構築等に対する支援・助言を行うことを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

EBPM支援等業務委託

(2) 業務場所

福山市、受託者の所在地、福山市が指定する場所

(3) 業務内容

別紙「EBPM支援等業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から2026年（令和8年）3月31日（火）まで

3 委託費

委託費の上限は3,996,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、高度かつ専門的な知識・経験等を有する業者から提案を広く募集し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該事業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) この公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、福山市の指名除外措置、指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (5) 福山市暴力排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号又は第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎5階）

福山市企画財政局企画政策部企画政策課

電 話：０８４－９２８－１２８２（直通）

F A X：０８４－９２８－１０７０

E－m a i l：kikaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項 目	日 程
公告	２０２５年（令和７年）４月１７日（木）
実施要領等の配布期間	公告の日から２０２５年（令和７年）４月３０日（水）午後５時まで
質問書の受付期間	公告の日から２０２５年（令和７年）４月２４日（木）午後５時まで
質問書に対する回答	２０２５年（令和７年）４月２５日（金）
参加申込書の受付期間	公告の日から２０２５年（令和７年）４月３０日（水）午後５時まで
参加資格確認結果の通知	２０２５年（令和７年）５月１日（木）
企画提案書等の受付期間	２０２５年（令和７年）５月１日（木）から同月１３日（火）午後５時まで
書面審査の実施	２０２５年（令和７年）５月１４日（水）
結果通知	２０２５年（令和７年）５月１６日（金）予定

(3) 実施要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

ア 配布期間

公告の日から２０２５年（令和７年）４月３０日（水）まで（ただし、福山市の休日定める条例（平成元年条例第２９号）第１条第１項に規定する市の休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時までとする。

イ 配布場所

６（１）に同じ。

ウ 配布方法

６（１）で交付又は福山市ホームページ

（<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>）に掲載

(4) 質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間

公告の日から２０２５年（令和７年）４月２４日（木）午後５時までとする。

イ 質問書の提出方法

質問書（様式１）を企画政策課宛てにメールで提出すること。

※質問書を提出した場合、届いているかどうか確認の電話を行うこと。

※メール件名は「ＥＢＰＭ支援等業務委託に係る質問書」とすること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他利益を害するおそれのあるものを除き、2025年（令和7年）4月25日（金）までに福山市ホームページに掲載する。

7 参加申込書類の作成等

(1) 受付期間

公告の日から2025年（令和7年）4月30日（水）まで（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出場所

6（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

郵送の場合、2025年（令和7年）4月30日（水）午後5時必着となるため、確実に届く方法で提出すること。なお、届いているかどうか確認を行うこと。

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～コの書類を各1部提出すること。なお、本市が必要と認める場合は、追加資料を提出すること。

（エ、オ、カ及びキについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

ア EBPM支援等業務に係る公募型プロポーザル受付票（様式2）

イ 参加申込書（様式3）

ウ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表

（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

エ 商業登記簿謄本（写し可）

オ 市税の完納証明書

（原本。本市に納税すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式4）を提出すること。）

カ 納税証明書

（写し可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの。）

キ 印鑑証明書（原本）

ク 使用印鑑届（様式5）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合）

ケ 委任状（様式6）

（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合）

コ 誓約書（様式7）

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行うものとする。

(1) 参加資格確認結果の通知

2025年（令和7年）5月1日（木）

※参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・参加申込書の提出者が1者の場合、当該1者について参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を作成・提出すること。

(1) 受付期間

2025年（令和7年）5月1日（木）から5月13日（火）まで（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出場所

6（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

なお、郵送の場合、2025年（令和7年）5月13日（火）午後5時必着となるため、確実に届く方法で提出すること。なお、届いているかどうか確認を行うこと。

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式8） 1部

イ 企画書 1部（併せて、電子データを企画政策課宛てにメールで提出すること）

企画書は、A4サイズ6枚以内（表紙を作成する場合は表紙を含む）、片面印刷、文字の大きさは11ポイント以上（図表は除く）、使用する言語は日本語とし、EBPM支援等業務委託仕様書を踏まえて作成すること。なお、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。

ウ 見積書 1部

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された書類をもとに、EBPM支援等業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行うこととする。

受注候補者の選定に当たっては、別表の評価項目に基づき、提出書類による評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価、採点し、審議の上、選定する。なお、評価委員会は、企画提案の内容について、必要に応じて提案者に対して確認を行うことができるものとする。

(1) 選考方法

- ア 評価委員会が評価基準書に基づき、書面審査を行う。
- イ 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- ウ 評価点の合計が同点の場合は、評価委員会委員の多数決等により順位を決定する。
- エ 評価点が基準点全体の60%未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- オ 参加者が1者のみであっても、評価点が全体の60%以上であれば随意契約の交渉を行う。

(2) 評価基準・評価項目

別表のとおり

(3) 審査

- ア 実施日
2025年（令和7年）5月14日（水）
- イ 実施方法
別表の評価項目による書面審査

(4) 結果通知

2025年（令和7年）5月16日（金）を目途に、企画提案書提出者全員に選定結果を通知することとする。なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行うこととする。

(5) 評価結果の公表

評価結果については、福山市ホームページに公表する。なお、審査の方法や内容、結果に対する疑義は受け付けない。

また、評価項目ごとの評価結果の公表を希望する場合、2025年（令和7年）5月23日（金）までにその旨を記載した電子メールを6（1）に提出すること。（本市からの回答については、送付元の連絡先にメールを送付する）

(6) 企画提案書の提出者がいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

1.1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した優先交渉権者と業務内容について、協議等を行い、仕様書の内容確定後に見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、優先交渉権者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した優先交渉権者と契約できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1.3 その他の留意事項

- (1) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は企画提案書を提出できないものとする。
- (2) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合、辞退したものとみなす。
- (3) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用等は、全て参加者の負担とする。また、提出された参加申込書及び企画提案書は返却しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 提出された参加申込書及び企画提案書は、優先交渉権者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとするが、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (7) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (8) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (9) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を企画政策課に持参又は郵送により提出すること。
- (11) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (13) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとし、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画が変更又は中止となる場合があり、その場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わない。
- (15) 参加者は参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (16) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (17) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (18) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等

を遵守すること。

- (19) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。これは業務委託終了後も同様とする。
- (20) 受注候補者が、プロポーザル参加資格確認結果を通知した日から契約の日までの期間内において、本市の指名除名措置又は入札参加資格の取消しを受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しないものとする。

E B P M支援等業務委託評価基準・評価項目

評価項目	評価内容	配点	小計
企画提案全体	本業務の目的・内容を理解した提案となっているか。	/10	/20
	十分な業務実施体制、緊密な連絡体制が確保されているか。	/5	
	本業務を遂行に当たっての実施フローや工程表、実施計画等が適当なものであるか。	/5	
専門性・実績	本業務実施に必要なとなる豊富な知識や専門性を有しているか。	/15	/30
	過去5年間に類似の業務実績を有し、実績の内容や成果が優れているか。	/15	
提案内容	本業務を実施するに当たっての論点整理等がなされ、それを踏まえた具体的かつ適当な提案内容であるか。	/35	/35
その他	参考見積の金額は、提案内容、業務規模と照らし合わせて妥当であるか。	/5	/15
	着眼点や発想に優れた独自の提案がなされているか。	/10	
合計			/100